

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
に対する意見及びそれに対する考え方（案）

平成 20 年 2 月 28 日
情 報 通 信 審 議 会
電 気 通 信 事 業 部 会
ユニバーサルサービス委員会

2 電気通信事業法施行規則の一部改正について

意見 改正案は望ましい方向であるが、今後、費目の詳細化等をルール化すべき。なお、改正案は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に限定した書きぶりに修正すべき。	考え方
<p>今回の省令改正により、ユニバーサルサービス収支に係るより詳細な情報が公開されるのは望ましい方向性ですが、将来のユニバーサルサービス制度の見直し議論に備えるためにも、今回の改正にとどまらず、今後は費目の詳細化等、より一層の情報開示をルール化すべきであると考えます。</p> <p>なお改正省令案によると、設備管理部門費用と設備利用部門費用の記載が必要なのは適格電気通信事業者に限る、とされていますが、そもそも「設備管理部門」「設備利用部門」といった会計単位が適用されるのは第一種指定電気通信事業者に限定されるものであることから、改正省令案における電気通信事業法施行規則様式第 38 の 2 第 1 表の注 4 を、下記のとおり修正すべきです。</p> <p><修正案></p> <p>4 「うち設備管理部門費用」及び「うち設備利用部門費用」の欄は、適格電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する事業者に限り記載するものとする。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>本改正は、設備利用部門の営業費用の把握を可能とすることにより、当該部門の経営効率化の検証に資する観点から行うものである。御指摘の費目の詳細化等についても、今後、こうした検証を継続していくことを通じて、当該検証の結果や情報開示の状況も見極めつつ検討していくことが適当である。</p> <p>なお、本改正は、適格電気通信事業者であるNTT東西を念頭に置いて規定しているが、電気通信事業法上、第一種指定電気通信設備の設置が適格電気通信事業者の要件ではなく、その他の電気通信事業者であっても適格電気通信事業者になりうる制度であるため、適格電気通信事業者として指定され、交付金を交付される場合には、経営効率化を求めることとすることが適当である。したがって、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に限定した規定ぶりは適当でないとする。</p>